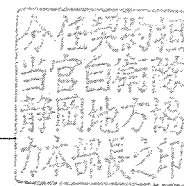


# 公 告

分任契約担当官  
自衛隊静岡地方協力本部長  
武田 恭



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
2PF016000080	2PF01AA1046 0001						
品名 または 件名							
用途廃止済航空機の処分役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
静岡地本							
搬 入 場 所				納 期 または 工 期			
				令和4年12月23日 (金)			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

自衛隊静岡地方協力本部 総務課事務室

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和4年6月27日 (月) 9時00分 静岡地本会議室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### ア 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 契約担当官から指名停止の措置を受けている期間中でない者
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者
- (3) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する公共事業等から排除する要請がない者で入札心得に示す事項を書面をもって入札前までに誓約する者
- (4) 全省庁統一資格において「関東・甲信越」及び「東海・北陸」地域の資格を有する者

### イ 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、郵送による入札は初度入札のみ可とする（入札日前日17時00分までに到達の事）

### ウ 入札の無効

- (1) 本公告の示した資格のない者の入札
- (2) 入札に関する条件に違反した入札
- (3) 電報、電話等の入札
- (4) 入札金額が明確でない入札
- (5) 入札者が誰であるか識別しがたい場合の入札
- (6) 入札前の心得に示す事項を書面をもって誓約しなかった者の入札

エ 契約書作成の要否

契約金額が150万円を超える場合は契約書を、50万円以上の場合は請書をそれぞれ作成する。

オ その他

- (1) 入札及び契約心得を熟知の上参加すること。
- (2) 資格決定通知書を事前に提出のこと。(一度提出した業者の方は不要)
- (3) 入札参加者で代理人が参加する場合は、委任状を提出して下さい。
- (4) 細部内訳書等は静岡地本にて配布及びインターネットに掲載する。
- (5) 問い合わせ先

自衛隊静岡地方協力本部 総務課会計班長 電話(054)261-3151

調達要求番号：

自衛隊静岡地方協力本部仕様書		
物品番号	仕様書番号	
用途廃止済航空機の処分役務	作成	令和 4 年 6 月 1 日
	変更	令和 年 月 日
	作成部課	総務課

### 1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊静岡地方協力本部（以下「官側」という。）において実施する用途廃止済航空機の処分について適用する。

### 2 概要

#### (1) 用語及び定義

##### ア 用途廃止済航空機

官側が保有する無償貸付航空器材（広報用航空機）のうち、用途廃止となり不用決定されたLR-1（固定翼機）及びOH-6（回転翼機）

##### イ 解体

用途廃止済航空機について、破壊、切断、粉碎、押しつぶし、溶解することをいう。

##### ウ 解体品

本仕様書に基づき、解体した用途廃止済航空機及びその附属品

##### エ 有価物

有償で売払いできるもの又は市場調査等により売払いできると判断されるものをいう。

#### (2) 引用文書この仕様書作成の参考にする文書は次の文書によるものとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。

##### ア 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

##### イ 法令等

(ア) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）

(イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）

### 3 役務に関する要求

#### (1) 役務の内容

用途廃止済航空機（2機）を次に示す展示場所から役務履行場所へ運搬（搬出・運送・搬入）し、解体及び解体品の売払い、併せて廃棄物処理までの工程を一式として行うものとする。

##### ア 展示場所及び数量

(ア) 静岡県袋井市豊沢2200-2 静岡理工大学キャンパス内

(イ) LR-1×1機、OH-6×1機

##### イ 役務履行場所

役務履行場所は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約相手方の処理工場等の敷地内を原則とする。

#### (2) 役務の作業方式

役務の作業方式は、次に示す表1のとおりとする。

表 1-作業工程

番号	工程名	作業内容
1	入場点検	各展示場所にて役務対象品の外観を点検する。
2	運搬	3 (2) アによる。
	整理・清掃	各展示場所において、搬出後に付着したごみ等を除去・清掃する。
3	解体	3 (2) イによる。
4	解体品の売払い	3 (2) ウによる。
5	廃棄物処理	3 (2) エによる。
6	完成検査	4 による。

ア 運 搬

- (7) 運搬に必要な器材及び車両等は、契約の相手方が準備するものとする。
- (イ) 用途廃止済航空機は、運搬可能な状態にし、法令等に基づいて運搬するものとする。
- (ウ) 取り付けてある銘板については、入場点検時に契約の相手方が取り外し、裁断する。  
その際、取り外し後と裁断後の状態を官側で写真撮影するものとする。
- (エ) 運搬は、展示場所から役務履行場所までとし、経路については最も経済的な通常の経路とする。
- (オ) 契約の相手方は、運搬時の紛失・盗難防止に留意するものとする。
- (カ) 運搬の履行に当たっては、平日午前9時～午後5時を基準とするも、その時間を超える場合又は土日を含む場合は、契約担当官等との調整によるものとする。
- (キ) 運搬の履行に伴い、監督官等の指示による整理・清掃を確実に行うものとする。

イ 解体指示

解体は、役務履行場所にて実施するものとし、次による。

- (7) 契約の相手方は、不正転用等防止のため、官側指定の役務対象品について解体するものとする。
- (イ) 契約の相手方は、調達要領指定書に基づき修復復元して再使用できない状態に解体する。  
その際、収集運搬上必要となる解体は、契約相手方の裁量によるものとする。
- (ウ) 解体の履行に使用する資器材等は任意とし、契約の相手方の負担とする。

ウ 解体品の売払い

解体品のうち、官側が指定する有価物は契約の相手方が買い取り、その代金を本役務の代金より差し引くものとする。有価物の詳細については、調達要領指定書のとおりとする。

エ 廃棄物処理

- (7) 解体品のうち、附帯発生する廃棄物については契約の相手方が適正に廃棄処理するものとする。
- (イ) 処理基準は、法令等、関係法令等諸規則を遵守し、適正に処理する責任を負うものとする。
- (ウ) 処分数量は、当該実施日に実測した重量をもって確定とする。
- (エ) 委託された産業廃棄物は、破碎、熔融又は圧縮等により処分するものとする。
- (オ) 産業廃棄物の収集及び運搬、併せて産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の準備は、契約相手方が実施するものとする。
- (カ) マニフェストの処置は、廃棄物処理法第12条の3で定めるところによるものとする。
- (キ) 契約相手方は、産業廃棄物の処分業務が完了した後、直ちに計量票及びマニフェストを契約担当官等へ提出するものとする。
- (ク) 官側から役務対象品の受領書を受け取り、受領側記載欄に社印等を押印後、速やかに官側へ提出するものとする。

(3) 履行期限

契約締結日から令和4年12月23日（金）

- (4) 代金の支払  
完了検査確認後、適法な支払請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

4 監督・検査

(1) 監督

監督は、各工程の結節時に官側の立会において実施するものとする。

(2) 検査

役務の完了検査については、仕様書に示された提出書類を検査官が確認することにより完了するものとする。

その他必要な場合は、調達要領指定書に示すものとする。

5 その他の指示

(1) 提出書類

本役務での提出書類は、調達要領指定書によって指定をする場合を除き表2のとおりとし、速やかに官側に提出するものとする。

表2-提出書類

名称	時期等	数量	提出先
現場代理人指名・変更通知	任意様式で、契約後	1部	契約担当官
現場代理人略歴書			
工程表			
着手届	任意様式で、着手前		
完了届	任意様式で、完了後		
作業写真	完了後		
作業日誌	任意様式で、完了後		
マニフェスト(計量票含む。)	処理終了後		
その他官側が指示するもの。			

注 作業写真は、(社)公共建設協会発行「工事写真ガイドブック」等を参考に作業前・作業中・完了後、官側の指示する箇所を撮影し、速やかにサービス版で整理し提出することとする。

(2) 保全

契約の相手方は、本契約の履行にあたり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は官側の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

(3) 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに注意を喚起するものとする。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

(4) その他

ア 契約の相手方は、事故防止に万全を期さなければならないものとする。

イ 契約の相手方は、有価物等の飛散又は流出等がないよう防止策を講ずるものとする。

ウ 契約の相手方は、本仕様書に規定する作業以外の事象が発生した場合は、速やかに作業を中止し、官側に申し出るものとする。

エ 本役務に際し、履行要領及び日程等について契約担当官等と十分打ち合わせを行うものとする。

オ 本役務の履行に伴う発生材は、全て契約の相手方が処分するものとする。

カ 本役務の履行に際し、国又は自治体及び民間施設等の財産に損傷を与えなように十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに官側に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。

(5) 仕様書等に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合又は明示がない事項については、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとし、役務の細部について疑義を生じた場合は、監督官の指示を受けるものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	
	調達要求年月日	
	作成部課	自衛隊静岡地方協力本部総務課
	作成年月	令和4年 月 日
品名	用途廃止済航空機の処分 (LR-1、OH-6)	
仕様書番号		

- 1 解体指示  
別紙のとおりとする。
- 2 有価物の詳細  
用途廃止済航空機の有価物は、表1及び表2によるものとする。

表1

No.	品目 素材	LR-1	
		航空機 (本体)	エンジン
1	アルミ	942.8	12.0
2	鋼		86.0
3	鉄	48.1	1.0
4	マグネシウム	0.1	5.0
5	チタニウム		1.0
6	銅	2.3	44.0
7	鉛	12.5	22.0
8	ステンレス	1.0	
9	その他の金属	0.1	0.1
10	非金属	90.6	2.0
	計	1097.5	173.1
	備考	プロペラ・通信機器を除く。	

(単位：kg)

表2

No.	品目 素材	OH-6	
		航空機 (本体)	エンジン
1	アルミ	317.8	4.6
2	鋼	98.0	50.4
3	鉄		0.4
4	マグネシウム	6.2	
5	チタニウム	0.9	0.1
6	銅	28.2	10.4
7	鉛		2.5
8	ステンレス	20.2	
9	その他金属		0.1
10	非金属	57.1	0.4
	計	528.4	68.9
	備考	エンジン・通信機器を除く。	

(単位：kg)

- 3 調整先  
自衛隊静岡地方協力本部総務課管理班 TEL 054-261-3151  
FAX 054-261-3153

## 用途廃止済航空機解体要領（基準）

部位等		細部要領
機体	計器類	付表に示す計器類は、再使用できないように要所を破壊又は押しつぶし、確認欄に確実に記入し作業日誌等に添付する。
	胴体	再生できないよう付図で示す箇所を切断又は破壊するほか、原形をとどめない程度に切断する。
	プロペラ及びローター・ブレード	再生できないように切断する。
エンジン		1 タービン・ブレード、タービン・シャフト、燃料噴射系統、点火系統を破壊の対象とする。 2 タービン・ローター・アセンブリをディスクとベアリングの箇所で切断又は破壊する。 3 多段式タービンについては、シャフトと各ステージのディスクを切断又は破壊する。 4 各系統の部品は、再使用できないように破壊する。
大型部品 (トランス・ミッション、ローター・ハブ等)		各系統の部品は、再使用できないように要所を破壊又は押しつぶす。
中・小部品 (操縦桿、機内外照明、パイロット座席、アンテナ、タイヤ、機外カメラ等)		再使用できないように破壊する。

注：インターネットオークション出品防止に留意すること。



## LR-1 計器一覧

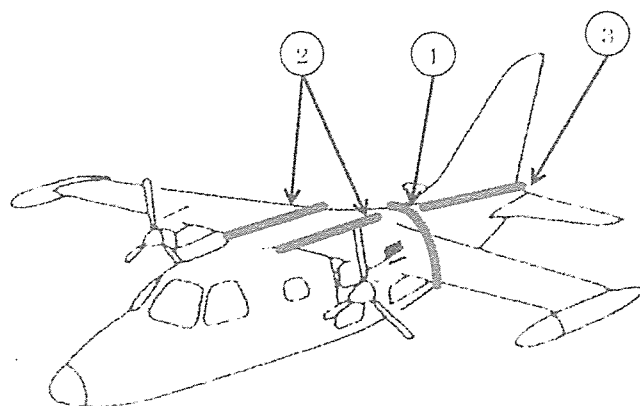
位 置	連 番	名 称	確 認	番 号
正操縦士側	1	旋回傾斜計		
	2	速度計		
	3	姿勢指示計		
	4	高度計		
	5	昇降計		
	6	大気温度計		
	7	加速度計		
	8	電圧・電流計 (左)		
	9	電圧・電流計 (右)		
	10	電波高度計		
	11	コース指示計		
中 央	12	トルク計		
	13	タービン温度計		
	14	燃料流量計		
	15	回転計 (N2)		
	16	油温計		
	17	油圧計		
	18	回転計 (メイン・タンク)		
	19	燃料系 (チップ・タンク)		
	20	燃料消費量トータライザ		
	21	時計		
	22	磁気コンパス		
副操縦士側	23	旋回傾斜計		
	24	速度計		
	25	姿勢指示計		
	26	高度計		
	27	室内高度差圧計		
	28	昇降計		
	29	方位指示計		
	30	室内高度差圧計		
	31	室内昇降計		

## OH-6 計器一覧

連 番	名 称	確 認	番 号
1	応答高度計		
2	姿勢指示器		
3	速度計		
4	トルク・ゲージ		
5	時計		
6	方位指示器 (ADF 指示器)		
7	N2 及びロータ回転計指示器		
8	タービン出口温度計		
9	N1 回転計指示器		
10	インストルメント・パック (電圧計、エンジン油温計及びエンジン油圧計)		
11	燃料量計		
12	昇降計		
13	旋回傾斜計		
14	外気温度計		

LR-1

	切断又は破壊する部位
①	中部胴体及び後部胴体結合部
②	中部胴体及び主翼結合部
③	垂直尾翼取付け部



OH-6

	切断又は破壊する部位
①	メイン・トランスミッション取付部
②	テール・トランスミッション取付部
③	エンジン・マウント取付部
④	解体セクション及びテールブーム結合部

